

【表紙】

【発行登録番号】	3 - 関東 1
【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年 4月26日
【会社名】	三菱マテリアル株式会社
【英訳名】	MITSUBISHI MATERIALS CORPORATION
【代表者の役職氏名】	執行役社長 小野 直樹
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号
【電話番号】	0 3 (5 2 5 2) 5 2 3 3
【事務連絡者氏名】	経理・財務部長 渡辺 宏行
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号
【電話番号】	0 3 (5 2 5 2) 5 2 3 3
【事務連絡者氏名】	経理・財務部長 渡辺 宏行
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発生予定日（2021年 5 月 7 日）から 2 年を経過する日（2023年 5 月 6 日）まで
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	三菱マテリアル株式会社 大阪支社 （大阪府大阪市北区天満橋一丁目 8 番30号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

以下に記載するもの以外については、有価証券を募集により取得させるに当たり、その都度「訂正発行登録書」又は「発行登録追補書類」に記載します。

1【新規発行社債】

未定

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

未定

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

未定

(2)【手取金の使途】

設備投資資金、投融資資金、社債償還資金及び借入金返済資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第95期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日） 2020年6月30日関東財務局長に提出
事業年度 第96期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日） 2021年6月30日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第97期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日） 2022年6月30日までに関東財務局長に提出予定

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第96期第1四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日） 2020年8月6日関東財務局長に提出
事業年度 第96期第2四半期（自 2020年7月1日 至 2020年9月30日） 2020年12月16日関東財務局長に提出
事業年度 第96期第3四半期（自 2020年10月1日 至 2020年12月31日） 2021年2月9日関東財務局長に提出
事業年度 第97期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日） 2021年8月16日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第97期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日） 2021年11月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第97期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日） 2022年2月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第98期第1四半期（自 2022年4月1日 至 2022年6月30日） 2022年8月15日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第98期第2四半期（自 2022年7月1日 至 2022年9月30日） 2022年11月14日までに関東財務局長に提出予定
事業年度 第98期第3四半期（自 2022年10月1日 至 2022年12月31日） 2023年2月14日までに関東財務局長に提出予定

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2021年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年7月2日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2021年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を2020年9月29日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2021年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第7号及び第15号の規定に基づく臨時報告書を2020年9月29日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2021年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づく臨時報告書を2020年10月9日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録書提出日（2021年4月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2020年12月22日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下有価証券報告書等という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録書提出日（2021年4月26日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、そのうち有価証券報告書の「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 1. 全社課題 (4) 22中経について」において2021年3月期の業績見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響により合理的に見積もることが困難であったため未定としておりましたが、2021年2月9日付けで最新の2021年3月期通期の業績予想を公表しております。当該事項を除き、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

三菱マテリアル株式会社本店
（東京都千代田区丸の内三丁目2番3号）
三菱マテリアル株式会社大阪支社
（大阪府大阪市北区天満橋一丁目8番30号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第三部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。